

令和 3 年

三川町議会会議録

第 1 回議会臨時会

令和 3 年 3 月 1 日 開会

令和 3 年 3 月 1 日 閉会

第 2 回議会定例会

令和 3 年 3 月 12 日 開会

令和 3 年 3 月 24 日 閉会

三川町議会事務局

令和 3 年

第 1 回 三川町議会臨時会会議録

令和 3 年 3 月 1 日 開 会

令和 3 年 3 月 1 日 閉 会

三川町議会事務局

目 次

第 1 日

3 月 1 日 (月)

会議録第 1 号

・町民憲章唱和	3
・議会事務局長の挨拶並びに自己紹介	3
・町長歓迎の挨拶	4
・臨時議長の紹介	5
仮議席の指定	5
選挙第 1 号 議長の選挙について	6
議席の指定	8
会議録署名議員の指名	8
会期の決定	8
選挙第 2 号 副議長の選挙について	8
議席の一部変更	9
発議第 1 号 常任委員会委員の選任について	10
各正副常任委員長互選結果の報告	10
発議第 2 号 議会運営委員会委員の選任について	10
議会運営委員会正副委員長互選結果の報告	11
選挙第 3 号 庄内広域行政組合議会議員の選挙について	11
議第 1 号 三川町監査委員の選任について	12
議第 2 号 令和 2 年度三川町一般会計補正予算 (第 10 号) の専決処分の承認について	13
議第 3 号 町道宮東押切新田線宮東橋橋梁補修工事請負契約の一部変更についての専決処分の承認について	19

令和3年第1回三川町議会臨時会会議録

1. 令和3年3月1日三川町議会臨時会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 小野寺 正 樹 議員 2番 志 田 徳 久 議員 3番 小 林 茂 吉 議員
4番 佐久間 千 佳 議員 5番 砂 田 茂 議員 6番 鈴 木 淳 士 議員
7番 鈴 木 重 行 議員 8番 佐 藤 栄 市 議員 9番 成 田 光 雄 議員
10番 町 野 昌 弘 議員

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿 部 誠 町 長	石 川 稔 副 町 長
鈴 木 孝 純 教 育 長	黒 田 浩 総 務 課 長
高 橋 誠 一 企 画 調 整 課 長	加 藤 善 幸 町 民 課 長 兼 会計管理者兼会計課長
中 條 一 之 健康福祉課長兼 地域包括支援センター長	須 藤 輝 一 産 業 振 興 課 長 併 農業委員会事務局長
丸 山 誠 司 建 設 環 境 課 長	佐 藤 亮 教 育 委 員 会 教 育 課 長 兼 子育て交流施設整備主幹兼 公民館長兼文化交流館長併 健康福祉課保育園主幹併 農村環境改善センター所長
和 田 勉 監 査 委 員	庄 司 正 廣 農 業 委 員 会 会 長

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

齋 藤 仁 志 議 会 事 務 局 長	佐 藤 真 子 書 記
菅 原 明 大 書 記	渡 部 貴 裕 書 記

6. 会議事件は次のとおりである。

議 事 日 程

○ 第 1 日 3月1日(月) 午前9時30分開会

- ・町民憲章唱和
- ・議会事務局長挨拶並びに自己紹介
- ・町長歓迎の挨拶
- ・臨時議長の紹介

(以上、事務局長)

○ 開 議 (臨時議長分)

日程第 1 仮議席の指定

日程第 2 選挙第1号 議長の選挙について

追加議事日程 (第1号) (新議長)

日程第 1 議席の指定

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 会期の決定

日程第 4 選挙第2号 副議長の選挙について

日程第 5 議席の一部変更

参考

休憩 全員協議会開催 委員会等の議会構成

○再開

日程第 6 発議第1号 常任委員会委員の選任について

参考

休憩 各常任委員会開催 正副委員長の互選

○再開 各正副常任委員長互選結果の報告

日程第 7 発議第2号 議会運営委員会委員の選任について

参考

休憩 議会運営委員会開催 正副委員長の互選

○再開 議会運営委員会正副委員長互選結果の報告

日程第 8 選挙第3号 庄内広域行政組合議会議員の選挙について

日程第 9 議第 1号 三川町監査委員の選任について

日程第10 議第 2号 令和2年度三川町一般会計補正予算(第10号)の専決
処分の承認について

日程第11 議第 3号 町道宮東押切新田線宮東橋橋梁補修工事請負契約の一
部変更についての専決処分の承認について

○ 閉 会

○事務局長（齋藤仁志議会事務局長） おはようございます。

本日の会議は、任期満了による一般選挙後の初議会であります。議長が就任しておりませんので、三川町議会運営規程第3条第3項の規定により、事務局長をもって告知した次第であります。

臨時議長が就任するまで、事務局長が進行を務めますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

○事務局長（齋藤仁志議会事務局長） それでは、最初に三川町民憲章を唱和いたします。ご起立願います。

私が、前文を読み上げますので、引き続き本文のご唱和をお願いいたします。

（町民憲章唱和）

○事務局長（齋藤仁志議会事務局長） ありがとうございます。ご着席願います。

○事務局長（齋藤仁志議会事務局長） 会議に先立ちまして、私から、初議会の先例により、ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、この度の町議会議員選挙において、当選の榮譽を得られましたこと、誠におめでとうございます。

町民の負託に応える責務と議員信条の具現化に向け、今後ますますのご活躍をご期待申し上げます。

初議会を開催するにあたり、各位のご健勝と町政のますますの発展のためにご尽力を賜りますようご祈念申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

○事務局長（齋藤仁志議会事務局長） 次に、初議会の先例に従いまして、自己紹介をお願いしたいと思います。

最初に、議員の皆さまからとし、現在着席の小野寺正樹議員から順次お願いいたします。

○（小野寺正樹議員） 押切上町の小野寺正樹と申します。町民目線を忘れることなく、三川町の発展に全身で邁進することを誓います。よろしくお願いいたします。

○（志田徳久議員） 横内町内会の志田徳久であります。私は、従来どおり二元代表制の中で議員としての役割を全うしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○（小林茂吉議員） 横内町内会の小林茂吉です。ただいまの三川町民憲章、そしてまた議員控室にございます5カ条からなる議員の信条、これをしっかりと胸に刻み、これから議員活動をさせていただきます。皆さま方のご指導、よろしくお願いいたします。

○（佐久間千佳議員） 東沼町内会、佐久間千佳です。2期目を務めさせていただくことになりました。町民の代弁者としてまた未来を担う一員として、しっかり精進していきたいと思っておりますので、皆さまのご指導をよろしくお願いいたします。

○（砂田 茂議員） 横山上の砂田 茂です。町民の声を町政にをモットーに邁進してまいりたいと思っております。どうぞ、ご指導をよろしくお願いいたします。

○（鈴木淳士議員） 横内町内会の鈴木淳士でございます。引き続き三川町行政を探究しつつ、新たな道でまちづくりを目指してまいりたいと存じますので、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

- （鈴木重行議員） 猪子町内会の鈴木重行です。2期目となりますが、議員を志した初心を忘れずに、またこれまで4年の経験を生かして今後も議員活動に励みたいと思っております。よろしくをお願いします。
- （佐藤栄市議員） 加沼町内会の佐藤栄市です。今回出馬することにしたときに改めて議員になろうとしたときの気持ちを考えてみました。あのときの熱い気持ちを忘れずにこれからも議員活動に努力していきたいと思っております。よろしくをお願いします。
- （成田光雄議員） 対馬町内会の成田光雄です。今後ともご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。
- （町野昌弘議員） 成田新田町内会の町野昌弘です。これまで2期の議会生活でいろいろ学んだことや私自身の経験をもとに町民目線でこの町の発展のために一生懸命汗を流していきたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。
- 事務局長（齋藤仁志議会事務局長） ありがとうございます。
次に、執行部の方々並びに出席要請の方も併せて自己紹介をお願いしたいと思います。
なお、議会事務局職員と議会書記につきましては、先の新議員懇談会の席上で紹介を行っておりますので省略させていただきたいと思っております。
それでは、阿部町長から順次お願いいたします。
- （阿部 誠町長） 町長の阿部 誠でございます。引き続きよろしくお願いいたします。
- （石川 稔副町長） 副町長の石川 稔でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- （黒田 浩総務課長） 総務課長の黒田 浩と申します。どうかよろしくお願いいたします。
- （高橋誠一企画調整課長） 企画調整課長の高橋誠一でございます。よろしくお願いいたします。
- （加藤善幸町民課長） 会計管理者兼町民課長の加藤善幸でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- （中條一之健康福祉課長） 健康福祉課長の中條一之です。どうぞよろしくお願いいたします。
- （和田 勉監査委員） 代表監査委員の和田 勉と申します。よろしくお願いいたします。
- （鈴木孝純教育長） 教育長の鈴木と申します。よろしくお願いいたします。
- （庄司正廣農業委員会会長） 農業委員会会長の庄司正廣です。どうぞよろしくお願いいたします。
- （須藤輝一産業振興課長） 産業振興課長兼農業委員会事務局長の須藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- （丸山誠司建設環境課長） 建設環境課長の丸山誠司と申します。よろしくお願いいたします。
- （佐藤 亮教育課長） 教育課長の佐藤 亮です。よろしくお願いいたします。
- 事務局長（齋藤仁志議会事務局長） ありがとうございます。
以上で自己紹介を終わります。
次に、阿部町長よりご挨拶をいただきます。
- （阿部 誠町長） 先般執行されました三川町議会議員の改選による選挙において見事当選されました議員各位に改めて祝意を申し上げる次第であります。
今回の選挙においては本町における一般選挙は26年ぶりの無投票という結果になったと

ころであります。奇しくもこの26年ぶりということは私も26年前に町議会議員として当選をさせていただいたということから、非常に当時のことを思い出すとともに、やはり議会議員としての任期の中においては、選挙をするかしないかということについては、町民の視線というのはかなり違ったものがあつたろうなという感じをいたしていたところでもあります。

これからの任期においてはやはり町民が議員各位の議員活動をしっかり期待とそして議員活動における様々な活動の内容等については大きな関心を持っているというように受けとめなければならないのではないかと私自身も当時を振り返ってみますと感じているところでもあります。

こうした中、議員各位においては町民に向け、それぞれが議員としての活動の方針、あるいは政策ということを広く訴えられてまいりました。先程の挨拶の中にもございましたが、まさに議員活動の基本とはやはり町民の目線、町民の立場になって町民との対話、そして町民の声を町政に反映をするというような議員各位の熱い思いが町民に伝わっているものと、このように感じたところでもあります。

本町のこれからの将来に向けて、確かなこの行財政基盤と、本町が置かれている立場の中において、いかに町民が安心して安全な暮らしができるような地域、また将来的には人口減少、少子高齢化にどのような対応をしていくかということについて、議員各位としっかりとした議論を通して将来に繋げていくような町政運営をぜひとも一緒になってこれからの三川町の発展のためにご尽力いただきますことを切にお願い申し上げ、議員各位のますますのご健勝、ご活躍を併せてご祈念申し上げて、当選にあたってのお祝いと、また挨拶では歓迎ということでもありますので、町の執行部とまさに車の両輪ということで、これからの町政のためにご尽力いただきますことをお願い申し上げまして、歓迎の挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局長（齋藤仁志議会事務局長） ありがとうございます。

本日の臨時会は一般選挙執行後初めての議会であります。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員中、年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。小林茂吉議員が年長の議員でありますので、ご紹介申し上げます。

小林茂吉議員、臨時議長席にお着き願ひます。

○臨時議長（小林茂吉議員） ただいま紹介いただきました小林茂吉であります。

本日招集されました令和3年第1回議会臨時会にあたり、地方自治法第107条の規定により、私が臨時に議長の職務を行うことになりました。

もとより、議長選挙までの限られた時間ではありますが、議員各位のご協力により無事任務を果たしてまいりたいと思ひますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○臨時議長（小林茂吉議員） ただいまから令和3年第1回三川町議会臨時会を開会します。

（午前 9時46分）

○臨時議長（小林茂吉議員） ただちに本日の会議を開きます。議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

○臨時議長（小林茂吉議員） 日程第1「仮議席の指定」を行います。

仮議席は、先般抽選により決めました、ただいま着席の議席とします。個人個人の番号及び氏名の朗読は省略させていただきます。ご了承願います。

○臨時議長（小林茂吉議員） 日程第2、選挙第1号「議長の選挙」を行います。先例により、職員に案件を朗読させます。

（書記朗読）

○臨時議長（小林茂吉議員） 選挙の方法については、地方自治法第118条の規定により、投票による方法と指名推選による方法がありますが、三川町議会運営規程に基づき、投票による方法で選挙いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○臨時議長（小林茂吉議員） 異議なしと認めます。したがって、投票による選挙を行います。議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○臨時議長（小林茂吉議員） ただいまの出席議員数は10名であります。

次に、開票立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に、1番 小野寺正樹議員、2番 志田徳久議員、以上2名を指名いたします。

職員に投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

○臨時議長（小林茂吉議員） 念の為申し上げます。投票は、単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（なしの声あり）

○臨時議長（小林茂吉議員） 配付漏れなしと認めます。

職員に投票箱を点検させます。

（投票箱点検）

○臨時議長（小林茂吉議員） 異常ありませんか。

（なしの声あり）

○臨時議長（小林茂吉議員） 異常なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。

職員が、議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

職員に点呼させます。

（点呼により、順次投票）

○臨時議長（小林茂吉議員） 投票漏れはありませんか。

（なしの声あり）

○臨時議長（小林茂吉議員） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。1番 小野寺正樹議員、2番 志田徳久議員、開票の立会いをお願いし

ます。

(開 票)

○臨時議長（小林茂吉議員） 選挙の結果を報告します。

投票総数10票。

これは、投票者総数と一致しております。

うち、有効投票7票、無効投票3票です。

有効投票のうち、佐藤栄市議員6票、志田徳久議員1票であります。以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、地方自治法第118条第1項の規定により3票であります。

よって佐藤栄市議員が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖解除)

○臨時議長（小林茂吉議員） ただいま議長に当選されました佐藤栄市議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項並びに議会運営規程第53条の規定により、書面によって告知いたします。

佐藤栄市議員、登壇願います。

これより当選告知書を付与いたします。

(当選告知書付与)

○臨時議長（小林茂吉議員） これより議長就任のご挨拶をお願いいたします。

○議長（佐藤栄市議員） ただいまは議長に当選させていただき、大変ありがとうございます。

私はいろいろな議会を見てきた中で、三川町議会は誇りに思っている議会だと思っております。そして町も議会も議員も目的は同じだと捉えております。住民福祉向上、これが私たちの目指すべきところなのだと理解しています。そして、議会、議場はその福祉向上のためにいろいろな議論がされるべきところだと思っております。今までどおりに、また今まで以上に住民福祉向上のために町の提案、それから議員の提案、同じ問題もいろいろな視点から見てより良いものを作っていく、そういう議会にしていきたいと考えます。

まだまだ議会の行っていることが見えないという町民の声もありますし、そういうところの改善もしていかなければなりません。目指すところは住んで良かったという人をもっともっと増やしていく、そういうことに繋がる議会でありたいと思います。ただ一人では行けませんので、皆さんのご協力を得ながら進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。これで挨拶といたします。

○臨時議長（小林茂吉議員） 以上をもちまして臨時議長としての職務が終わりましたので、この職を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。

○事務局長（齋藤仁志議会事務局長） 佐藤栄市議長、議長席にお着き願います。

○議長（佐藤栄市議員） これより私が議会を進行してまいりますので、よろしくお願いいたします。

お諮りいたします。議事日程は、お手元に配付のとおり、「追加議事日程（第1号）」を

追加したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(佐藤栄市議員) 異議なしと認めます。したがって、「追加議事日程(第1号)」を本日の日程に追加することに決定しました。

日程第1、「議席の指定」を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において、ただいま着席されております仮議席を本議席に指定いたします。

○議長(佐藤栄市議員) 日程第2、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、1番 小野寺正樹議員、2番 志田徳久議員、以上2名を指名します。

○議長(佐藤栄市議員) 日程第3、「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(佐藤栄市議員) 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日1日と決定しました。

○議長(佐藤栄市議員) 日程第4、選挙第2号「副議長の選挙」を行います。

職員に案件を朗読させます。

(書記朗読)

○議長(佐藤栄市議員) 選挙の方法については、地方自治法第118条の規定により、投票による方法と指名推選による方法がありますが、三川町議会運営規程に基づき投票による方法で選挙したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(佐藤栄市議員) 異議なしと認めます。したがって、投票による選挙を行います。議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長(佐藤栄市議員) ただいまの出席議員数は10名であります。

次に、開票立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に、3番 小林茂吉議員、4番 佐久間千佳議員、以上2名を指名いたします。

職員に投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

○議長(佐藤栄市議員) 念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(なしの声あり)

○議長(佐藤栄市議員) 配付漏れなしと認めます。

職員に投票箱を点検させます。

(投票箱点検)

○議長(佐藤栄市議員) 異常ありませんか。

(なしの声あり)

○議長(佐藤栄市議員) 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

職員に点呼させます。

(点呼により、順次投票)

○議長(佐藤栄市議員) 投票漏れはありませんか。

(なしの声あり)

○議長(佐藤栄市議員) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。

小林茂吉議員、佐久間千佳議員、開票の立会いをお願いします。

(開票)

○議長(佐藤栄市議員) 選挙の結果を報告します。

投票総数10票。

これは、投票者総数と一致しております。

うち、有効投票7票、無効投票3票。

有効投票のうち、町野昌弘議員7票。以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、地方自治法第118条第1項の規定により3票であります。よって町野昌弘議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖解除)

○議長(佐藤栄市議員) ただいま副議長に当選されました町野昌弘議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項並びに議会運営規程第53条の規定により書面によって告知いたします。

町野昌弘議員、登壇願います。

(当選告知書付与)

○議長(佐藤栄市議員) これより副議長就任のご挨拶をお願いいたします。

○副議長(町野昌弘議員) ただいまは皆さまのご支持によりまして、副議長を務めさせていただくことになりました町野昌弘でございます。私も過去任期8年の経験を活かし、また新しくなりました佐藤栄市議長の住んでよかった町ということで議会を進めるということでありましたので、私も議長を補佐しながら一生懸命頑張らせていただきたいと思いますので、どうぞよろしく願います。

○議長(佐藤栄市議員) 日程第5、「議席の一部変更」を行います。

議長、副議長の選挙に伴い、三川町議会運営規程第9条第2項の規定により、議長は最終番、副議長は最終番前を指定することとなっております。そのため、会議規則第3条第3項の規定により、議席の一部を変更いたします。

佐藤栄市議員の議席を10番に、町野昌弘議員の議席を9番に、成田光雄議員の議席を8番に、それぞれ変更します。

確認のため、議員諸君の氏名とその議席番号を職員に朗読させます。

(書記朗読)

○議長(佐藤栄市議員) ただいま朗読したとおりの議席となります。
暫時休憩します。(午前10時23分)

○議長(佐藤栄市議員) 再開します。(午後1時00分)
次に、日程第6、発議第1号「常任委員会委員の選任」の件を議題とします。
職員に案件を朗読させます。

(書記朗読)

○議長(佐藤栄市議員) 常任委員会委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

この件に関しては、先程の全員協議会での話し合いのとおり、総務文教常任委員会に、小林茂吉議員、砂田茂議員、鈴木淳士議員、鈴木重行議員、成田光雄議員、町野昌弘議員、佐藤栄市議員、以上7名を、産業建設厚生常任委員会に、小野寺正樹議員、志田徳久議員、佐久間千佳議員、小林茂吉議員、成田光雄議員、町野昌弘議員、以上6名を、広報常任委員会に、小野寺正樹議員、志田徳久議員、佐久間千佳議員、砂田茂議員、鈴木淳士議員、鈴木重行議員、以上6名を、それぞれ指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(佐藤栄市議員) 異議なしと認めます。よって、ただいま議長において指名しました議員を、それぞれの常任委員会の委員に選任することに決定いたしました。

ただいま選任いたしました各常任委員会委員の方々は、委員会条例第8条の規定により、次の休憩中にそれぞれの委員会を開き、同条例第7条第2項の規定により、正副委員長の互選を行っていただき、その結果について議長に報告願います。

暫時休憩します。(午後1時03分)

○議長(佐藤栄市議員) 再開します。(午後1時06分)
各常任委員会における正副委員長の互選の結果について、報告がありましたので報告します。

総務文教常任委員会委員長に鈴木重行議員、同じく副委員長に砂田茂議員。

産業建設厚生常任委員会委員長に佐久間千佳議員、同じく副委員長に小野寺正樹議員。

広報常任委員会委員長に鈴木淳士議員、同じく副委員長に志田徳久議員。以上のとおりであります。

○議長(佐藤栄市議員) 次に、日程第7、発議第2号「議会運営委員会委員の選任」の件を

議題とします。

職員に案件を朗読させます。

(書記朗読)

○議長(佐藤栄市議員) 議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定により、議長が議会に諮って指名することになっております。

この件に関しては、先程の全員協議会での話し合いのとおり、小林茂吉議員、佐久間千佳議員、鈴木淳士議員、鈴木重行議員、成田光雄議員、以上5名を指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(佐藤栄市議員) 異議なしと認めます。よって、ただいま議長において指名した議員を、議会運営委員会の委員に選任することに決定いたしました。

ただいま選任いたしました議会運営委員会委員の方々は、委員会条例第8条の規定により、次の休憩中にそれぞれ委員会を開き、同条例第7条第2項の規定により、正副委員長の互選を行っていただき、その結果について、議長に報告願います。

暫時休憩します。(午後 1時09分)

○議長(佐藤栄市議員) 再開します。(午後 1時10分)

ただいま議会運営委員会における正副委員長の互選の結果について、報告がありましたので報告します。

議会運営委員会委員長に成田光雄議員、同じく副委員長に小林茂吉議員、以上のとおりであります。

○議長(佐藤栄市議員) 次に、日程第8、選挙第3号「庄内広域行政組合議会議員の選挙」を行います。

職員に案件を朗読させます。

(書記朗読)

○議長(佐藤栄市議員) 同組合議会の議員は、同組合規約第6条の規定により、組合市町の議会において、当該議会議員のうちから選挙することになっております。

なお、本議会議員の中から選挙する議員定数は、同規約第5条の規定により1名であります。

お諮りします。選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(佐藤栄市議員) 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(佐藤栄市議員) 異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決

定いたしました。

それでは指名します。庄内広域行政組合議会議員に、佐藤栄市議員を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長において指名しました佐藤栄市議員を庄内広域行政組合議会議員の当選人に定めることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(佐藤栄市議員) 異議なしと認めます。よって、ただいま議長において指名しました佐藤栄市議員が庄内広域行政組合議会議員に当選しましたので、この旨を告知します。

○議長(佐藤栄市議員) 次に、日程第9、議第1号「三川町監査委員の選任」の件を議題とします。

職員に議案を配付させます。

(書記配付)

○議長(佐藤栄市議員) 職員に案件を朗読させます。

(書記朗読)

○議長(佐藤栄市議員) 本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員(阿部 誠町長) ただいま上程されました、議第1号「三川町監査委員の選任」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

この度、議会選任の監査委員が任期満了となることから、成田光雄議員の再任をお願いいたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

成田光雄議員は、平成7年8月1日の初当選以来、産業建設常任委員会委員長、副議長、議長の要職を歴任され、また、行政分野におきましても、三川町都市計画審議会委員、三川町土地開発公社理事、庄内広域行政組合議会議員などの経歴とともに、極めて豊富な識見をお持ちの方であり、町政の発展にご尽力を賜っているところであります。

そして、平成29年2月27日からは、議会選任の監査委員として就任いただいておりますが、監査業務にも精通され、人格・識見ともに優れた方であり、監査委員として最適者であることから、再度選任いたしたく、ご提案申し上げる次第でありますので、何卒ご同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(佐藤栄市議員) これから、議第1号「三川町監査委員の選任」の件を採決いたします。

この採決は、先例により無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長(佐藤栄市議員) ただいまの出席議員数は、議長を除いて7名であります。

次に、開票立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に5番 砂田 茂議員、6番 鈴木淳士議員、以上2名を指名いたします。

職員に投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

○議 長（佐藤栄市議員） 念のため申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、白票は「否」とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（なしの声あり）

○議 長（佐藤栄市議員） 配付漏れなしと認めます。

職員に投票箱を点検させます。

（投票箱点検）

○議 長（佐藤栄市議員） 異常ありませんか。

（なしの声あり）

○議 長（佐藤栄市議員） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

職員に点呼させます。

（点呼により、順次投票）

○議 長（佐藤栄市議員） 投票漏れはありませんか。

（なしの声あり）

○議 長（佐藤栄市議員） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。

5番 砂田 茂議員、6番 鈴木淳士議員、開票の立会いをお願いします。

（開 票）

○議 長（佐藤栄市議員） 開票の結果を報告します。

投票総数7票。

これは、投票者総数と一致しております。

うち、有効投票7票、無効投票0票。

有効投票のうち、賛成7票、反対0票、以上のとおり、全員賛成であります。

したがって、議第1号「三川町監査委員の選任」の件は、原案のとおり可決されました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場閉鎖解除）

○議 長（佐藤栄市議員） 日程第10、議第2号「令和2年度三川町一般会計補正予算（第10号）の専決処分の承認」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました議第2号「令和2年度三川町一般会計補正予算（第10号）の専決処分の承認」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったことにより、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和3年1月29日付けで専決処分を行ったも

のであり、同条第3項の規定により、議会の承認を求めるものであります。

その内容につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、3,768万7,000円を追加し、補正後の予算総額を76億2,055万6,000円といたしたものであります。

まず、歳出であります。3款民生費については、社会福祉費の追加補正、4款衛生費については、保健衛生総務費、及び予防費の追加補正、8款土木費については、除雪対策費を追加補正いたしたものであります。

次に、歳入であります。11款地方交付税、及び15款国庫支出金に所要額を計上いたしたものであります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤栄市議員） これから質疑を行います。

7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） 我々の議会議員選挙もあつたことからの専決処分といったことかと理解するところであります。1点、新型コロナウイルス予防接種対策事業についてお伺いします。この事業の開始日としたものはいつ頃からするのか。また4月以降の接種が予定されているわけですが、今年度中に行われる事業内容についてお伺いします。

○議長（佐藤栄市議員） 中條健康福祉課長。

○説明員（中條一之健康福祉課長） 新型コロナウイルスに關しましてのワクチン接種に關しまして、開始日につきましては現在のところ国の方では医療従事者の中でも先行接種を行っている医療従事者に關しましてすでに実施をしているところでございます。この後3月になりまして、県内でも医療従事者からそれぞれ接種の方が始まってまいります。市町村が接種の主体となって行いますのは、高齢者の接種からとなりますが、それに関しましては現在のワクチンの供給の状況によりまして、開始日の方がまだ不明確なところはございますが、予定といたしましては4月以降にワクチンが届くと思われまますので、それ以降の接種になってくるものと考えているものでございます。

この接種に關しまして、年度内にはどこまでというお話でございましたが、このワクチン接種に關しまして高齢者の接種が始まり、さらに基礎疾患のある方、一般の方々の接種を行いまして、令和4年2月28日まで接種を終えるということで現在のところ考えているところでございます。

○議長（佐藤栄市議員） 7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） 高齢者からの優先接種ということでありました。高齢者の中にはやはり不安を感じているという方も多くいるようでありますし、自治体によっては相談窓口、コールセンター等を設置したという報道もある中で、本町においては相談窓口の設置等についてどのようにお考えか。また、集団接種ということでこれまで経験のない接種の仕方になるかと思いますが、職員、また医療スタッフの確保等どのようにお考えかお聞きします。

○議長（佐藤栄市議員） 中條健康福祉課長。

○説明員（中條一之健康福祉課長） 今のワクチン接種に關しましては様々なテレビ等を通しての情報などをお聞きする中で非常に不安を感じる方もいらっしゃるかもしれません。少し

でもワクチン接種が円滑に進むように3月1日付の広報でも町民の方には今分かる範囲での情報提供をさせていただくところでございます。

そういった中で相談窓口の設置につきましては、今回の専決処分の方で予算化させていただいておりますが、こういったコールセンターの方に業務を委託しまして、相談対応等を行っていくということで思っております。国の方の厚生労働省の窓口、また県の方でも窓口等を開設して、より具体的な内容につきましては国並びに県の方の相談センターの方での対応になるかと思っております。

町の方での相談窓口といたしましては接種日に関してですとか会場に関してなど、具体的なワクチンの種類とか内容といったものよりも接種の状況等に関しましての相談窓口と考えているところでございます。さらに予約、今回のワクチンの接種に関しましては必ず予約が必要となるものですから、接種をする日、また時間帯、そういったものにつきましての予約を受付するのもそのコールセンターの方で実施をしていくという考えでいるところでございます。

集団接種の方につきましては、初めてこういった形での接種になるものと思っております。そういった中で職員並びに医療スタッフ等の人員等について、現在どのぐらいの人数が必要なのかということや想定の中でどのぐらいの人数を揃えればいいのかということを検討している最中でございます。また、医療関係に関しましては鶴岡地区医師会とそれぞれ調整を図りながら、この接種が円滑に行われるような形での人員の配備を考えているところでございます。

○議 長（佐藤栄市議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4 番（佐久間千佳議員） 私の方からもこの新型コロナウイルス予防接種の件でお聞きしたいと思います。ただいまの答弁ではコールセンターとは外部委託するというので、庁舎内での電話対応等は直接的な関わりはしないのかなと説明を受けた感覚ではいるのですが、その辺もう1点、例えば庁舎内での接種に関する特任チームを作るとか、部署を、新たな対応チームを作るとか、そういった考えで動いていないのかどうかというところを1点お伺いしたいと思いますし、今日のお昼の国会でも接種券の配付については市町村に委ねるといった話も出ております。ということは順番等、市町村の裁量の中で行っていくもののかなと思っておりますが、その辺の検討をされていらっしゃるのかどうかお聞きしたいと思います。また、会場予定ですね。場所、どの辺の場所を想定しているのかということをお聞きできればと思います。

そしてもう1点、除雪対策の件でもお聞きしたいと思います。委託料ということで、今年の豪雪に対応する委託料の増額と見受けられますが、その増額した要因、また修繕料250万円の説明の方もお願いしたいと思います。

○議 長（佐藤栄市議員） 中條健康福祉課長。

○説明員（中條一之健康福祉課長） 庁舎内での相談等の対応についてということでございますが、基本的にはコールセンターの方に委託をするものでございまして、町民の方々にもコールセンターの方の番号を皆さんの方にお知らせしていきたいと思っております。ただ町の方と

いたしましては健康福祉課の健康係を中心にいたしまして、現在プロジェクトチームの編成をしているところです。そういった中で接種にあたっての様々な対応を図っていくというふうにしているところではありますが、町民の皆さんからお問い合わせがあった際にはそちらの方でもご回答いたしますが、基本的にはコールセンターの方にお問い合わせをしてくださいという形のご案内をさせていただいているところでございます。

それから、接種券の配付についてでございますが、こちらにつきましては本町の場合は高齢者の接種券の配付をこれから進めてまいりたいというように思っております。接種券の方の作成等にあたりましての準備はあらかじめ整ったところではございますけれども、接種する日にちがまだ決まっていないということがございまして、接種券の方、まだ印刷できる状態になっていないというのが今現在の状況です。日数それから日程とそれから会場等と決まった段階で接種券の方を発行いたしまして、町民の皆さんに随時お配りします。そのお配りする順番といたしましては 65 歳以上の高齢者の方々がまず最初の第 1 番目というように考えております。

それから、接種についての集団接種の会場につきましては、やはりある程度の広さがないといけないということで、シミュレーションをしてみました。その上で会場といたしましてはいろり火の里の花ホールの方と、あと町民体育館、この 2 会場での接種になるものと現在考えているところでございます。

○議長（佐藤栄市議員） 丸山建設環境課長。

○説明員（丸山誠司建設環境課長） 今冬の大雪がこのような形で除雪対策費の増ということになったわけでありまして。今冬の除雪につきましては 12 月中旬から除雪作業が始まったわけですが、特に 1 月上旬・中旬の大雪によりまして、1 日当たりの稼働時間が日中も含めて長時間にわたるといふ日も度々ありました。そういったことから、当初予算額では到底賄えないという状況になったところでございます。

また、除雪作業車が稼働するという場合におきましては車両の故障等不具合も発生するところでありまして、金額の多寡もあるわけですが、この修繕につきまして一番大きい金額としましては除雪機械のプラウと呼ばれる箇所にも亀裂が生じたということとか、オーガと呼ばれる場所の亀裂というようところが一番大きな金額になっております。さらに細かいところも様々ありまして、今回の修繕の補正が必要というふうに見積もったところでございます。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 4 番 佐久間千佳議員。

○4 番（佐久間千佳議員） それでは、新型コロナウイルスの関係で説明いただきましたが、なの花ホールと町民体育館を想定しているということで、接種は 65 歳以上からということでした。その先も気になるわけですが、接種券の配付、市町村に委ねられるということであればその先どの段階の世代に配付していくのか、そういった計画までいわゆる想定されているのかどうか、その辺をお伺いしたいと思いますし、一度シミュレーションをしているということで少し安心はしたのですが、様々な要因を含めたシミュレーションをされているだろうと、例えば混雑時のシミュレーション、またはワクチン自体が超低温ですので、朝どのぐら

いの時間帯から接種できるのかとか、その辺シミュレーションをされていると思いますけれども、シミュレーションをどういった内容でしているのか、また問題点はあったのかお伺いしたいと思いますし、コールセンター、外部で行うということで町民の方々には混乱のないようにスムーズに接種できるように促していただきたいと思います。

除雪対策の件であります、今冬の大雪で修繕もかなり嵩んでくるのかなと思います、やはり1月上旬の大雪、朝玄関を開けたらびっくりしたという大雪が2度ほどあったかと思えます。その際様々な町民の方からの声としては丁寧に行っている路線はかなり丁寧に行っていると、ただ丁寧すぎていつも遅いところまで全然来なかったというようなお話がだいぶありました。やはりルート等は事前にしっかり確認をしていると思いますが、今冬の大雪の対策、対応をやはり今後につなげていかなければならないと思います。その辺今回の大雪をどのように経験として生かしていくのかお伺いしたいと思いますし、まず車が通れるだけの除雪を最優先すべきであったのではないかなと思いますので、その辺の状況をお伺いしたいと思います。以上です。

○議 長（佐藤栄市議員） 中條健康福祉課長。

○説明員（中條一之健康福祉課長） ワクチンの接種券の配付についていろいろな年代についてどのようにこれから想定をしているかという話かと思えます。その辺に関しましての国の方のワクチンの供給ですとか考え方、そういったものが決まり次第随時はっきりしていくものと思っているところがございますが、現在のところは65歳以上の高齢者の方を4月以降、それで夏前までにはある程度終わらせてその後次の65歳未満の方々という流れになっていくのかと思っておりますが、まだ現在のところでは65歳以上の高齢者の方々の接種を中心にもどように行っていくか、集団接種もそうですが、集団接種から高齢者は入所をしている方もいらっしゃると思いますので、そういった施設の接種でありますとか、在宅の方々への対応でありますとか、様々な課題がございます。そういったものをまずクリアしながら65歳以上の高齢者の方々の接種を当面の間は進めていきたいというふうに考えております。

それから、シミュレーションというお話でございましたが、机上でのシミュレーションで人員の配置とか、場所のあり方とか、そういった形でのシミュレーションでございまして、全国的にも行っている人を実際に動かして会場でというシミュレーションではございません。ただそういった中で混雑時の対応でありますとか、朝からのワクチンをどのような時間帯で持っていくかとか、そういったものにつきましては、いろいろとこちらの方でも現在考えを持っていらっしゃるところでございまして、特にワクチンにつきましてはファイザー製のワクチンということで、非常に取り扱いの難しいワクチンになっております。それをするための接種を開始するまでの段階で、どの程度準備をしっかりと進める必要があるのかとか、その内容につきましては医師会等の方々とのご意見を聞きながら町としては決定をしてまいりたいと思っております。

それから、コールセンターでの町民の周知の仕方ということでございますが、町民の皆さまには広報でありますとか、様々な形でお知らせをしていきたいと思っております。コールセンターの方でも予約の仕方とか、接種にあたっての不安な部分などを取り除けるような形で

の相談を受け付けさせていただいて、接種日が決まってから接種の予約なども受け付けていきたいと考えているところでございます。ワクチンの具体的な、医学的な内容等につきましてはコールセンターの方ではなくて、国の厚生労働省のそういったコールセンター、または県の方の窓口等での回答になるということで、すみ分けをしながら住民の皆さんの方に対応してもらいたいというように考えております。

○議長（佐藤栄市議員） 丸山建設環境課長。

○説明員（丸山誠司建設環境課長） 今冬の大雪につきましては、その除雪の作業におきましてやはり大雪ということから作業が追いつかなかったというような状況にあったところもあるわけですが、除雪作業に従事されている作業員の方におかれましては誠意をもって対応していただいたという認識でおります。しかしながら作業におきまして、除雪の時間が遅くなってしまった箇所におきましては今後作業について十分情報交換をしていながら最低限通過できるような状況を確認していくことを考えてまいりたいと思います。その際は当然作業員個々の情報交換のみならず作業員のチームとしての情報共有というような形で考えてまいりたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） 新型コロナウイルス関係の専決処分が出ておりましたので、質問に入ります前にまずは三川町町内でも三川病院で長期間の新型コロナウイルスが発生したという状況があったわけですが、特に病院に限定された内容で住民の方々には一切及ばなかったということにつきましては関係各位の皆さま方に敬意を表するところであります。

今回の専決処分に関する予防接種の対策事業については国の動向すらまだ定まらないという中での当局の対応については、非常に労苦の多いものということで拝察しておるところですが、その中で今回の専決補正予算については全額国からの補助金で事業を実施するという形になっておる中で、いささか細かい予算執行の話で恐縮ですが、先程も同僚議員から質問ありました接種券の作成業務についてもまだ着手できない、いわば接種予定日も未確定ということから印刷すらままならないということかと思っております。併せてコールセンターへの業務委託ということで、220万円計上されているわけですが、今の時期においてこの業務委託ということで締結されているわけですが、実際の執行は4月1日以降ということからしますと、この補正予算の取り扱いについておそらく不用額等未執行の部分が発生するであろうと思われませんが、その決算書類等について参考までに確認したいと思っております。

○議長（佐藤栄市議員） 中條健康福祉課長。

○説明員（中條一之健康福祉課長） 今回の補正として計上しました額につきましてはおっしゃるとおり全額国の補助金の方を財源として充てさせていただいて、予算計上させていただいたものでございます。予算計上させていただいた当時の国の情報であるとか、進め方、接種の時期、そういったものが当初の場合は3月から接種が行われるという状況での進め方を考えていたものですから、コールセンター等の開始時期についてもそうですし、接種券の発行などについても当然今の時期にはある程度形として進んでいたという想定のもとに補正予算の方を計上させていただきました。実態としてワクチンの供給等が遅れた関係もござい

まして、現在この予算執行につきましてははすべて執行できるという形にはなかなか難しいというように私としても認識しているところでございます。

そういった中で今年度予算計上しておりますが、支出がなかったという場合につきましてはそのまま不用額のような形で残ることにはなると思いますが、令和3年度の方にも予算を振っております、今回使わなかった分の歳入につきましても三川町としての歳入の上限額がございます。この分については令和3年度に繰り越すような形での執行でも構わないという形でございますので、実際の令和2年度中に行う事業については令和2年度中に予算の方の執行をするわけですが、令和3年度にずれこむものにつきましては令和3年度の予算の方でそれぞれ執行していきます。

また、これにつきまして繰越明許というような取り扱いを行っている市町村もございますが、本町につきましては、繰越明許は行わない方向で現在のところ考えているところでございます。

○議 長（佐藤栄市議員） 他にございませんか。
(なしの声あり)

○議 長（佐藤栄市議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（佐藤栄市議員） これから討論を行います。
討論はございませんか。

(なしの声あり)

○議 長（佐藤栄市議員） 討論なしと認めます。
以上で討論を終了します。

○議 長（佐藤栄市議員） これから、議第2号「令和2年度三川町一般会計補正予算（第10号）の専決処分の承認」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 8 名 不起立 0 名)

○議 長（佐藤栄市議員） 起立全員であります。したがって、議第2号「令和2年度三川町一般会計補正予算（第10号）の専決処分の承認」の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長（佐藤栄市議員） 次に日程第11、議第3号「町道宮東押切新田線宮東橋橋梁補修工事請負契約の一部変更についての専決処分の承認について」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただ今上程されました、議第3号「町道宮東押切新田線宮東橋橋梁補修工事請負契約の一部変更についての専決処分の承認」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったことにより、地方自治法第179条第1項の規定に基づき令和3年1月29日付けで専決処分を行ったものであり、同条第3項の規定により、議会の承認を求めるものであります。

その内容につきましては、令和2年7月29日議決、議第44号町道宮東押切新田線宮東橋橋梁補修工事について、新たな補修箇所が判明したことにより、現在の設計に組み込まれ

ている工事の一部を次年度に行うこととしたことから、当初契約金額1億1,110万円から45万2,100円を減じ、変更後の契約金額を1億1,064万7,900円といたすものであります。

以上、よろしくご審議くださいますて、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤栄市議員） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（佐藤栄市議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（佐藤栄市議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（佐藤栄市議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終了します。

○議長（佐藤栄市議員） これから、議第3号「町道宮東押切新田線宮東橋橋梁補修工事請負契約の一部変更についての専決処分の承認について」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 8 名 不起立 0 名）

○議長（佐藤栄市議員） 起立全員であります。したがって、議第3号「町道宮東押切新田線宮東橋橋梁補修工事請負契約の一部変更についての専決処分の承認について」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤栄市議員） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

これをもって、令和3年第1回三川町議会臨時会を閉会いたします。大変ご苦勞さまでした。

（午後 1時58分）

地方自治法第123条の規定により、
ここに署名する。

令和3年3月1日

三川町議会議長

三川町議会議員 1番

三川町議会議員 2番